

平成25年度（2013年度） 第1回 吹田市障がい者施策推進委員会 議事要旨

開催日時：平成25年7月18日（木） 14時00分～15時55分

開催場所：保健センター研修室（総合福祉会館3階）

出席者：障がい者施策推進委員会委員

坂元委員、矢野委員、坂田委員、由佐委員、和佐委員、井上委員、馬垣委員、  
鴨井委員、阪口委員、新屋委員、辻本委員、牧野委員、山口委員、松原委員  
市出席者

太田副市長、守谷部長、齋藤次長、田淵室長、橋本所長、村上所長、吉田所長、  
藤岡参事、岡本参事

事務局

宮田総括参事、真柄参事、橋本主幹、米崎主幹、川井主査

傍聴人 なし

会議次第：1 委嘱状交付式

2 委員の紹介

3 委員長及び委員長職務代理の選出

4 案件

(1) 第3期吹田市障がい福祉計画の平成24年度進捗状況について

(2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について

(3) 平成24年度障がい者虐待防止センターへの通報内容等について

(4) その他

配付資料：資料1 吹田市障がい者施策推進委員会委員名簿

資料2 吹田市障がい者施策推進委員会規則

資料3 第3期障がい福祉計画の進捗状況と目標値

資料4 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の概要

参考資料 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律全文

資料5 平成24年度障がい者虐待防止センターへの通報内容等について

議事要旨：

1 開会

2 委嘱状交付式

3 副市長あいさつ

4 委員の紹介

## 5 委員長及び委員長職務代理者の選出

- 事務局 吹田市障がい者施策推進委員会は、平成25年度から市の附属機関の位置づけとなり、本日は最初の委員会でございます。吹田市障がい者施策推進委員会規則第4条第1項の規定により、「委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。」第4条第3項に「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。」とございます。どなたか委員長に立候補または御推薦はありますでしょうか。
- A委員 委員長にB委員を推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 全委員 <<拍手をもって承認>>
- 事務局 続きまして、職務代理者の御指名をお願いします。
- 委員長 職務代理者には、C委員を指名させていただきたいと思います。
- 全委員 <<拍手をもって承認>>

## 6 案件

### (1) 第3期吹田市障がい福祉計画の平成24年度進捗状況について

事務局 《資料3について説明》

- 委員長 事務局から説明がありましたが、御意見、御質問がございましたらお願いします。
- D委員 障がい者手帳が増加しているのは、年齢の若い人ではなくて、高齢者の方ですか。
- 事務局 確かに高齢者の増加率は高い。全体の手帳保持者の数でいいますと、65歳以上の方が過半数を占めている現状があります。ただ、0歳から64歳までの若年層についても、同じ比率で伸びているので全体として増加している。サービス利用を求められている方も多く、かなり増えているというのが実感です。
- E委員 2ページの短期入所ですが、利用者数が増えて、利用量がそれほど伸びていないのは、施設の数が増えないからだと思います。障がい者や家族の高齢化などで、家庭基盤が崩れている中で、ショートステイ事業が少ないというのは大きな課題だと思います。何らかの必要性を感じているという話がありましたが、行政の施策として対応が必要だと感じています。例えば日中一時支援事業の単価が変わると、事業所が増えているように、施策によって私たちもつくりたいけど、つukれないところを、一緒につくっていくということが、今後の課題解決になると感じています。3ページの居住系のケアホーム、グループホームについても同じ課題と感じています。毎年20床ずつ増加をしているが、私たちが感じている必要性からいうと、この数では足りません。消防法の兼合いなどがあって、グループホームができにくいということがあります。消防法は必要で、何かあったときの安全策として対応しないといけないが、補助金などがあると、変わってくるので、個別の対応をお願いしたいと考えています。
- 事務局 短期入所もそうですが、誘導策としての施策がないのが現状です。一つひとつ検討課題としていくことが、必要であると認識しています。これからどのような方法があるのか検討してまいりたいと考えております。
- 事務局 グループホームが今の状況で足りない、また、障がい者の方や御家庭の状況が変わっているということも認識しています。そのような中で、新たなグループホーム、ショートステイの設置計画をさつき福祉会で行っていただいているが、それに対する、一定の誘導策も考えてほしいとの御意見、十分、把握させていただきたいと思えます。グループホーム、ケアホームに対します助成は、吹田市単独の助成で、施設の最初の補助金や、いろいろな補助金を市独自の制度としてつくっております。さらに消防法や設備の関係の補助を増やせないかという御意見をいただいております。財政的に厳しいが、本当に必要なものを増やすために、どういう予算が必要か検討してまいります。

F委員 第3期吹田市障がい福祉計画の冊子の56、57ページに、各障がい手帳所持者ごとの年齢での分布がありますが、療育手帳をお持ちの方を見ますと、年齢が高くなってきている方、例えば50歳以上の方はそれなりの数がありますが、年齢が若くなるにしたがって、増加していつている。この方が5年、10年と年を重ねるにしたがってくらしの場が必要であったり、家庭基盤が弱くなって緊急ショートが必要になってくる。この3年間の計画で、目標値を達成していくための具体的な対策を、研究していくことが大事で、たまたま、どこかの事業所ができて増えたとなれば達成するのかもしれませんが、施策として誘導も含めて何が必要なのかということを議論しなければならないと思います。

それと、こどもの分野ですが、資料3の6ページの、平成24年度から始まった、放課後等デイサービスや5ページの日中一時支援事業が、障がいのあるこどもの放課後、特に夏休みや学校が休みのときの対応としては、大きくなっている。吹田の学童保育については小学校3年生までが対象で全体が2,000人ぐらい。その中に障がいのあるこどもが、100人ぐらい毎年入り、学童が3年生でなくなって、4年生以降どうするのかという大きな課題の中で、当面、この放課後等デイサービスや日中一時支援事業が、受け皿になっているのが現状ですが、毎日、同じ所は使えない。数が足りない。夏休みは特に長時間になりますので、だいたい何か所かの事業所と契約されて、日替わりで繋いでいる状況です。こどもにとっても混乱するし、事業所によって、持っていく物などの違いもあるので、お母さん方には御苦労をかけて、長期休暇を繋いでいる状況です。目標に対して増やしていかなければならないということですが、まだまだ地域では必要です。

もう一つの課題ですが、支援学校がこの4月から、吹田支援学校に変わり北部に、摂津支援学校ができ、校区が変わり通学されていますが、事業所が、北部に少ない。例えば、送迎ですが、どこの支援学校も夕方になるとデイサービスの事業所の車が数十台並んで迎えに来ますが、迎えに行ける事業所はよいが、摂津も行かないといけない、また、地域の支援学級もあるとなれば、限界があり、基本的には、それぞれの地域ごとに、事業所が配置されないと、数が増えるだけでは、使えないということになります。計画で数を整備していくのと同時に全市的にどういう形で配置していくのか、ニュータウンは借りれる物件も少ないので、誘導策を積極的に市が、場所の提供も含め行う必要がある。後、学童保育は、障がい者も含め小学3年生までです。北摂の各自治体でいいますと、摂津、吹田、豊能以外は、障がい児については、6年生まで対応しています。実際に受けている数は少ないのですが、他市と比較して遅れているので、少なくとも6年生までは、学童でみてほしいと要望していますが、今年ようやく行政評価を拡充でということ。こういった施策との関係も含めて両面で充実させて、どういう放課後支援の絵をかくなのか、こども部とも連携しながら、お願いしていきたいと思っています。

事務局 学童の高学年保育の問題は大きな問題で、4年生になって困られるという状況の中で、日中一時支援事業、放課後等デイサービスができたおかげで、一定、みてもらえるようになりましたが、今、お話がありましたように、毎日同じ所に通えないとか、摂津支援学校の関係で、北部にも事業所がいるのではなど諸問題があることは担当としては把握しています。金額的な誘導策は難しいが、自立支援協議会や相談機関との協議の中で、対応策を考えていきたいと思っています。学童保育の6年生までの年限延長につきましては、こども部や学校教育部と対応策を考えていきたいと思っています。こどもの医療は、中学生まで延ばすことができ、こどもと障がいにつきまちは、市としても、必要なことを認識しており、日中一時支援事業、放課後等デイサービスができたから、学童保育の年限延長はいらないということではないという状況は把握しているので、検討させていただきたい。

委員長事務局 実績値が来年の計画値を超えているのが、いくつかありますが、どうしていくのか。2期計画は計画値が高すぎて、届かなかったということがあり、3期に一定の修正をし、可能性のある数字にしましたが、日中一時支援事業など爆発的に増えたもの

がございます。平成26年度に向けて変更があると思うが、平成25年度もかなり過ぎ、今から平成25年度計画を見直すのは数字的に難しいと考えております。平成26年度には、第4期の計画が長期と短期が同時に始まるので、第4期計画に反映できればと考えております。

委員長 これだけ増えているので、対応できる範囲で訂正していただくというのが委員の共通の思いですので、検討をしていただけるようお願いいたします。

G委員 3ページのサービス利用計画書作成は、実績値が計画値を大きく下回っている。平成24年度が75に対して11、今年度はもう少しいっていると想像しますが、一方でサービス利用計画をつくれる所が、市内5か所の委託相談です。その委託相談は、サービス利用計画以外の一般相談に、日々、追われ伸びていかない実態もある。本年度175、平成26年度275で、しかも、平成27年度にはサービス利用される方、全員の利用計画が必要な中で、今の5か所でどうやるのか、人を増やすのか、センターの場所を増やすのかなどの工夫が必要になると思っておりますがどうでしょうか。

事務局 一般相談の中で、市で5か所に委託している部分の相談と切り離すものではないが、計画相談支援、いわゆるケアプランをつくるのは、若干、中身はかぶりながらも違います。現在、一般相談支援、計画相談支援を含めて市と相談支援事業者で協議中で、計画相談支援を行うのに、どれだけの人手や手間がかかるかをみていますが、平成26年度末には3,000人の方がサービス利用される中で、現時点で、まだ百数十ケースです。まとめてお願いするのは、簡単ですが、お受けしていただくほうが、人手が足りない。大阪府からは、計画相談支援の資格を持った人が十分数はいると報告いただいていたが、その方々は、かなり前に研修を受けており、現時点では、施設長であったり、他の業務の中心となっており、新しい人材を大量に育成しないと追いつかないというのが実感であります。ただ、今後につきましては、複数を利用されると計画をつくるのは難しいが、状況によっては一つのサービスだけを使う、分かりやすいケースもあり、一番いい方法というのを検討しております。

H委員 6ページの障害児支援ですが、本日の出席は、福祉保健部の方だが、できましたらこども部の出席を要望します。保育所等訪問支援の実績の少なさが紹介されたが、核となる、こども発達支援センターの体勢が十分ではないのではないかと。専門的な人員の確保が求められているところが不十分ということになると、平成25年度の目標計画が達成できるのかが危ぶまれる。そういったことを含め、法改正があり、こども部と福祉保健部にまたがるところだと思いますが、この推進委員会にも、こども部から御出席いただくことと、今年度の計画の達成が困難と思われませんが、その考え方についてお聞かせください。

事務局 こども部の出席につきましては、計画に障がい児支援を入れておりますので、次回、出席をさせていただきたい。保育所等訪問支援につきましては、吹田独自で同じ中身ではないが、既に保育所の巡回相談をしており、更に上乘せする形での国からの制度であり、完全切替えが難しいと伺っています。今後の検討課題として、法に基づく制度なので早く軌道にのるよう、福祉保健部からこども部をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 つづきまして、案件2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について事務局より説明をお願いいたします。

## (2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について

事務局 《資料4、参考資料について説明》

委員長 この2つの資料に基づきまして御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

F委員 具体的に、合理的配慮というものが、実際どういうものに当たるのか、これから市

の中でいろいろ議論されなければならないし、また、市民的に理念が広がっていくということが大事です。実は、この4月に1つの事例ですが、公共施設の設置要領、減免基準が統一化されて、その関係で市民プールや体育館で障がい者の減免が変わりました。障がい者については、今まで市民プールでは全額免除なのが、合わせて介助者についても5割減額になりました。しかし、それはおかしいのではということで、教育委員会に要請に行き、議会でも取りあげてもらい7月1日から介助者については、使用料が全額免除に変わりました。この経過でいいますと、例えば、施設使用料は受益者負担の前提で施設を使用することによる受益に対して一定の負担を求めるという考え方で、その上で、障がい者については、一定の軽減をするという話ですが、介助者は、市民プールに介助について行っても、本人が市民プールで受益を受けるわけではありません。あくまで障がい者の介助で、同じように使用料を課すというのは、合理的配慮の観点からどうだということがあり、議会でも意見をもらい、結果、介助者については全額免除に変わりました。例えばそういった点で、介助者が同行して施設を使用、ついて行くという概念は、典型的な一つの事例だと思います。いろんな形の費用負担の見直しという中で、合理的配慮という観点が、これからより大事であろうし、行政の仕事でも、実質的な平等を確保するための合理的配慮という意味合いが正しく広がって理解されていき、平成28年度の施行なので何年かありますが、具体的な対応をお願いしたいと思っております。

委員長 実施に向けて、予算措置だけではなく、一つずつどう対応していくかということをやらなければならないので大変だとは思いますが、平成27年ぐらいにはできていないと困るでしょうから、集中的に法律に基づいて検討していただきたいと思ます。ほかにございませんでしょうか。

C委員 まだできていない法律のことなので、これからどうなるのか分からないのですが、精神障がい者に関しては、グループホーム、ケアホームをつくる時に以前よくあったのが、地域の反対です。それで結局、頓挫するというのがよくありましたが、法律ができることで、ある程度対応されていくのかと思います。非常に不合理な反対で根拠のないものがあると思うのですが、変わっていけるのかということをお聞きしたいと思います。

事務局 内容は、いろいろございますけれども、これから障害者虐待防止法を含めまして、我々が一番取り組むべきことは啓発事業かと考えております、まず、誤解や思い込みがあると思いますので、一つひとつ啓発していくことで、誰もができる範囲の合理的配慮について、どういう形の啓発が一番いいのか考えていきたいと思ます。

I委員 精神障がい者の方や重度の障がい者の方が医療機関を使ったときは、付添いがいないとだめだとか、手術をされてもすぐに連れて帰れと言われたり、不合理なことが結構ありましたので、コミュニケーションツールの中で、そういう付添いをつけられるようなことをおっしゃったと思うのですが、その後どうなったのか教えていただきたいと思ます。

事務局 特に、入院時のコミュニケーション支援ということで考えていますが、今のお話のように、誰かついていないとだめということが、現実には起こっているということもお伺いしております。その中で、大阪府を通じまして、厚生労働省にも確認していますが、看護師を配置していて、看護師の医療費として請求されている。それに対して、障がい福祉サービス費から上乗せをすることはできないというのが、国の回答でございます。ただ、現実には、それでは回らないので、もう一つの組織の自立支援協議会で、現在、プロジェクトチームを組み、どんなシステムや要望がされているのかということ、病院、看護師、先生が何に困るのかという聞き取りをしながら、当事者や作業所にもアンケートを取らせていただいて、少しずつ進めている最中でございます。また、いい結果が出れば、お知らせをさせていただきたいので、よろしく願いいたします。

委員長 今後ともこれは、議題になっていくと思ますので、機会があれば、これに基づいて報告いただいて、議論するというところで、今日は、この案件については、こま

でということにしたいと思います。

では、案件3「平成24年度障がい者虐待防止センターへの通報内容等について」事務局から説明お願いいたします。

(3) 平成24年度障がい者虐待防止センターへの通報内容等について  
事務局 《資料5について説明》

- 委員長 事務局から説明がありましたが、御意見、御質問がございましたらお願いします。
- G委員 1の(1)の集計表の2月の使用者、かっこの9件が再通告とありますが、再通告というのは、10月以前に通告があったものということなのか分からないので、説明をお願いいたします。また、近隣市町村との実数の比較があれば、教えていただければと思います。
- 事務局 まず、1点目のかっこ9件につきましては、0件に修正願います。使用者からの虐待は、半年以上過ぎておりますが、吹田市はありません。実際にありましても労働局に繋ぐということになります。それと他市との比較ですが、平成24年10、11、12月の3か月間だけの府下の集計がありましたが、だいたい府下で300件弱の通報を受けまして、そのうち100件以上が大阪市ですので、府下でいいますと、吹田市は3本の指に入るほどの通報件数の多さです。これは、いいことであると認識しており、疑いがあれば通報していただければと思っております。また、府下も含めて全国の件数を集計中とのことですので、できしだい、お示しさせていただきますと思います。
- 委員長 ほかに御質問ございませんでしょうか。
- 事務局 この法律自体が、虐待防止及び養護者の支援に関する法律ということで、お話を聞けば聞くほど、被虐待者の方が大変だなという状況というのもありますので、養護者に対する支援というものが今後必要ではないかと思えます。
- A委員 通告された方がいろいろありますが、民生委員がゼロとなっています。虐待だけじゃなくて、先ほどの地域のグループホームやケアホームなどで、計画値、実績値が共にどんどん上がっていった状態、地域の理解度や地域との繋がりという面で、非常に大きな課題があると思っています。その中で、虐待以外にも地域からのいろいろな苦情や問題提起、また、支援の声などがありますが、そういうものは、数字に出ていないと思っています。例えば、特にグループホーム等、施設の方のいろいろとお世話いただいておりますが、右肩上がりに実績が上がってきているということは、お世話をする生活支援員の方の人数が必要になってくる。なかなか適任者がいるかどうかということで、お世話をする方の問題もあります。例えば、グループホームやケアホームの関連で、その当事者だけでなく、お世話をしているグループホームの世話人の方々に対する批判だとか、どこの誰が来ているのかわからないとか、地域の方との繋がりもない、あいさつもしないといういろいろな問題が出てきているわけです。しかし、そういう実態を、まだ、つかめていないのかと感じています。地区福祉委員会での話ですが、3、4日もベランダから布団が出ている。この間の大雨でずぶ濡れになっているから地域の方が心配されて、民生委員と一緒にいきましたが、出てこられない。鍵は開いているということで、複数で来ていたので家にあがりましたが、家の中がごみ屋敷のようになっていた。連絡のしようがない、海外に行っている、こどもを置きっぱなしにしているなどの問題が、日常に出てきますが、そういうことのコミュニケーションを深めていかなければならない。地域の方は非常に前向きですが、施設の関係者やお世話する方々との繋がりが希薄なのが問題かなと思います。確かに虐待というのがありますが、地域で虐待がどうのこうのという問題は少ないと思います。むしろ日常の生活の中で起こっている状況に対する声が、すごくあります。そういう面ももう少し実態把握といえますか、現状をつかむ必要があるのではないかと、現場の私たちは思います。
- 委員長 いろいろ、実情をお話しいただいてありがとうございます。

- ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。
- G委員 今回のA委員の御意見に関連して、自立支援協議会の運営委員会でそのことが出ました。小さな地域、小さな生活ベースの地域の中でどうネットワークを、つくっていったらいいのだろうか、民生委員や福祉委員が、すごく心配していただいているということは感じています。言われるとおり、ごく一部だと思いたいのですが、ヘルパーや世話人が、なんだあいつはというような恰好をしている現実もある。その中で、地域に溶け込めるのかといえば、地域の人からなんだあいつはと思われたり、その方に支援されていることが本当にいいことなのかということまで議論が及んでいます。まだ、実際どうするという対策はありませんが、課題にはなっていますので一緒に考えていけたらということで、御理解いただけたらと思っております。
- 委員長 ほかにこの件、あるいはこれ以外でも結構ですが、この際ですから、状況をお知らせしたいとかありましたらお願いいたします。
- G委員 説明にもありましたが、私どもからも虐待ではないかということで、通報させていただき、実際に迅速に対応していただき、なおかつ水面下でも動いていただくなど、手ごたえがあり、実際に進んでいるというのを聞いておりますので、虐待の発見と解決に向けてしっかりしていただいていると思っております。
- 委員長 公がそこに一定入っていくのは、いろいろなことができるきっかけになりますので、市に期待をしております。
- ほかにございませんでしょうか。
- I委員 虐待で一番問題になっているのが、経済的虐待です。本人にお金が渡らないということなどをなんとかしたいのですが、保護者がいるということで、どういう風にしたらいいのかわかりません。この法律ができるに当たって、本当に本人にとって、生活のレベルが上がるような支援の仕方をしていきたいと思っておりますので、その辺りも考えていただきたいと思っております。それと、もう一つ、地域の御理解ということですが、こちらの方でも問題がありまして、地域と軋轢があったのですが、お話を3、4回させていただいて、その後、作業所で、毎日、地域清掃を行いました。もう7か月ぐらい続いているのですが、地域の方から、ありがとうとか声をかけていただいて、メンバーが清掃をするのが、すごく嬉しく、一つの仕事みたいになり、少しは改善できたかなと思っております。
- 委員長 17件のうち経済的虐待の5件を、言える範囲でお願いします。
- J委員 この通告の数ですが、ここに挙がっているのは、ごく一部で実際にはもっと多いのではと思います。一昨日、御主人が脳梗塞で障がい者になられ車いす生活になり、言葉も話せない、行きたい所にも行けなくなったという御近所の奥様からの話ですが、御主人がお腹の調子を悪くし、思うようにトイレに行けず、失敗をし、大変な思いをしたという電話がかかってきました。私は主人を虐待している、お風呂場に連れて行って、頭からお湯や水をかけて、これ虐待ですよって話されたので、その気持ちもわかりますよ、奥様も気分転換なさってとお話しましたが、そういうここに出ない数字もあるのではと思いますので、お伝えしておきます。
- 事務局 我々も、全て通報いただいていると思いませんし、これは虐待かなと思うことがあれば通報していただきたい。我々は障がい者の方の立場に立って、理由はあるにしても理不尽なことを受けるのはやはり差別になると考えております。金銭的虐待というのは非常に難しく、例として挙げさせていただきますと、身内の方が後見人についておられて、その方が、同じ他の身内の方に本人の貯金といいますが、お父さんの残された遺産を管理していた方が、本人がいてお母さんがいて、お母さんのためにお金を使われていたということが判明しました。これは、金銭的虐待となります。後見人にすれば、障がい者のお母さんにお父さんが残したお金を使って何が悪いということがあったのですが、了解もなしにお金を使っていたので、これは分かりやすい金銭的虐待です。ところが、例えば、小遣いを全然もらえないという訴えがあったときに、経済的に世帯全員が苦しい中で、お父さんやお母さんが、やりくりをされていて、この子には、このぐらいしか小遣いを渡せないということ

になれば、金銭的虐待になるのかなと。その子が晩御飯を食べさせてもらってない、服も買ってもらってないとかの状態でしたら、金銭的虐待になるかと思いますが、家族全員が、同じように御飯を食べて同じように生活をされているとなると、その世帯のお金の使い方ということになり、金銭的虐待にはあてはまらない。例えば、どう考えてもこの子に何万円かの年金があるはずなのに、この子に使われていない、御飯を食べているのか食べていないのか分からない状態ということであれば、どんどん通報をいただき中に入ってお話を聞かせていただきたいと思います。

委員長 かなりいろいろな実情や意見が出ましたので、この件については、終了とさせていただきます。非常に参考になりました。市の方もいろいろな意見が出ましたので、具体的にどうしたらいいか考えていただきたいと思います。最後に、その他とありますので、事務局からお願いいたします。

#### (4) その他

ア 暮らしの場について

イ 次回の日程について

事務局 《説明》

委員長 事務局から説明がありましたが、御意見、御質問がございましたらお願いします。  
K委員 本日、説明がありましたように、障がい者差別に係る法律や虐待の法律、通常国会で雇用に関する法律も一部改正されたように、障がい者に係る権利の保障ということで、縦系横系が出てきた。ここに参画されている皆様が、お互いにもう一步学ぶ機会を、今年の2回で何が論議されるのかというのはあると思いますので、もし皆様がよければ、年1度私たち自身が、学ぶ機会をつくる、差別の解消に関する法律について具体的な中身の勉強会などをやっていかないと実質のことと中身が繋がっていかない。今後、第4期計画を練っていくとなれば、提案されたものだけを見ていくのではなくて、中身を論議していきたいので、できましたらそういう場を持ってほしいと思います。

委員長 市への要望ということで、理解してよろしいですか。

K委員 はい。

事務局 分かりました。また、日程調整等含めまして、法律等もかなり動いてくるかと思えますので、施策推進委員会という形ではなくても、皆様にお集まりいただいて、研修会のようなものも考えていきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

F委員 答えられる範囲で結構ですが、市民病院が独法化されます。国立循環器病研究センターが岸部に決まり、市民病院はもともと建替えとなっていました。この間、意見募集もされ、市民病院の中期目標を立てています。特に計画にも係りますが、障がい者医療の問題といえば、市民病院で障がい者医療の役割を發揮してもらえればということや、医療ケアが必要な方のショートステイの問題も深刻です。計画の中の具体策として市民病院等との関係も含めてと書いていますが、例えば、今回の中期目標の関係で、そこを具体的、積極的にできないのかなというのがあり、意見は出させていただきましたが、目標が、最終どう決まってくるのか、この間、市民病院との関係を、いろいろ議論しましたが、教えていただければと思います。

事務局 中期目標(案)を福祉保健部から提案させていただき、パブリックコメントに出しましたが、障がい者の医療、ショートステイの関係の御要望がほとんどでした。その点について、福祉保健部としては、何らかの形で、その文言を目標として掲げるべきではないかと話をしております。文言上は、障がい者医療ということではないのですが、市民病院の医療の取組の一項目として、福祉保健部と関係をするという中で、高齢者や障がい者との施策の連携であったと思います。こういう形で、中期目標を福祉保健部から提案した後、病院がこれを受け、中期計画を病院自身がつくるということになります。目標の大筋の項目に沿った、具体的な4年間の計画をつくりますが、これを議会に市民病院として提案していくということになっている状況



です。

L 委員

計画の進捗状況の中で、目標値を完全に上回る結果が出て、ニーズの高いところが示されたが、ニーズに対して供給が追いついていない。後、計画相談について、以前からの課題ですが、目標値に対する進捗がどうしても追いついていない。目標に追いつかない現況に対して、どういう風に目標を達成していくのかという具体的な方法というのは、大切なテーマだと思います。たまたま、やってくれる事業所があったので数字的には達成しましたということであれば、数字的には追いついていても、具体的に功を奏しない。当事者の皆様のための事業としての効果が上がらないと思います。計画相談は、上手くいけばすごくいい面があります。利用されている方は、現状、サービスを受けていただいている、この方の幸せが実現できているのかモニタリングしていき、そのライフステージに合わせて、サービスが必要なければ、他の必要なサービスを探すというように、本当に必要なものを適切にあてはめることができるので、非常にいいものです。しかし、技量のある事業所で、地域のバランスを考えて適切に組み合わせないと、とりあえず、実数だけ挙げましたとなれば、意味のないプランニング、とりあえずの計画ができてしまいます。そうするとこの事業自体続いて行かないと思います。できれば、数字を挙げていくことに対して、どういう計画や考えでやっていくのかという具体的なものを示していただきたいですし、考えられないということであれば、一緒に考えさせていただく機会をつくっていただきたいと思います。後、各部門の自立支援協議会等で具体的に話し合っている部分があると思いますが、サービス利用計画についても、まだ実現はしていないが、こんな話で進んでいるという青写真があると思います。まだ、これしかできていない状態でも結構ですので、出していただきたいと思います。自立支援協議会には、いろいろな部会がありますが、そこでどんな話がされているのかが、市民全体に広まることが実際ないと思います。担当者の頭の中では、いろいろなことが進んでいるが、それを享受する当事者や支援者、市民の皆様は、どういう考えが、今、話し合われているのか知る機会が少ないと思うので、そういったものを広げるという意味でも、話だけでも進んでいるものがあれば、教えていただきたいと思います。

事務局

計画を立てっぱなしということで申し訳ないと思います。やはり予算措置というのが全てでございまして、その予算をどう獲得していくのかというのが、計画部門とは違う部分で私たちが、本当に職場で頑張っていかなければいけないところがございます。その中で、優先順位を付けて、どれを一番先にやっていくか決めないと、全然動かないというのが現状であると考えております。計画相談につきましては、先ほども申しましたけれども、進む道がまだはっきり見えてこない。現実的にいいと思いますと、計画相談そのものをつくれな。今まで市の職員がほとんど携わっておりますので、それを全て渡していけるのかということも含めて、この平成24年度については、少しずつお願いしてきたというのが現状です。本当は、サービスをつくっていただく方でマニュアルを作成してほしいとお願いましたが、できないということで止まっている状況です。それと、大阪府にも申し上げていますが、実際に計画相談支援はお金が入ってくるのですが、非常に少ない。1人の給料を賄うのであれば、150ケースを御担当いただかないといけない。そんなことをすると人間が潰れてしまうということなどを含めまして、調整させていただいております。計画相談については、早急にしていかなければいけないのですが、もう少し時間をいただければと思っております。次に、この会議の中では、ざっくばらんな話し合いをする場ではございませんので、もしよければ、いつでもお越しいただいて、御意見賜ればと考えていますので願いたします。

E 委員

この間の施策でいいますと、ハート購入法が、この4月で施行されています。これは、作業所の商品を、行政や独立行政法人などに優先的に買ってもらえるという法律で、私たちも期待をしていますが、具体的な動きが市の方では無いということと、報告がなかったということで質問したいと思います。

委員長  
事務局

予算措置を含めてということですね。  
障がい者施設からの優先調達ですが、国からの指針が出ましたが、大阪府からは、まだ出ていないというのが現状でございます。他府県では、かなりの市町村に下りていますが、一定方針というのは、国が定め、それに基づき、都道府県が再度定めて、市町村に下ろすというルールができていますが、なかなか府から下りてこない。方法といたしましては、大阪府から示されるのを待っているわけではないが、市といたしましては、契約検査室という物を発注する部署と連携し、障がい福祉室では、各事業所の方にどんなものがどれくらい提供できるのか、問い合わせをさせていただきたいと考えています。また、契約検査室で、庁舎の中でどのようなものが買えるのか、どのような役務の提供があるのかを数値化していき、可能なものをすり合わせていかないと、無駄に計画をつくっても、動かないということになります。吹田の場合は、ほぼ食糧費が予算としてありませんので、物品が難しい部分があると思います。やはり、役務が主になる可能性が高いのかなと考えており、市では、どの部署で、こんな仕事にいくらだすということをしていくことになります。なるべく早くに取りかかり、優先調達をしていきたいと思っておりますのと、地方自治法の167条が一部改正になっており、その中で市の随意契約に、市長が特に認めるという項目が追加になり、その準備を始めております。どういう団体が対象になりますかということ、もともと法律に載っている、すいた障がい者就職・生活支援センターや各作業所は問題ないのですが、それ以外に準ずるとというのが、例えばハッピーアンドスマイルは、共同受発注をやっており、自分たちでつくっているわけではないので、受産製品を持っているわけではないという扱いになり、随契対象は難しい。特に優先調達が始まりますと、そこに出せなくなります。そこを經由して皆様をお願いするのが、一番効果的な発注方法になりますので該当する団体であるということを進めている最中でございます。

委員長

本日の案件は、皆様の御協力もあり、時間内に終了いたしました。長い間活発な御意見いただきましてありがとうございました。本日の委員会はこれで終了させていただきます。